

所管：厚生労働省 医薬・生活衛生局 食品関し安全課 健康局 結核感染症課

文書名：感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて

リンク：<https://www.mhlw.go.jp/content/000911977.pdf>

適用者：全施設

【記載項目抜粋】

V/(参考)五類感染症 (51～52P)

3) 汚染物の滅菌・消毒

(3) 感染性胃腸炎ウイルス

ノロウイルスやロタウイルスなど感染性胃腸炎を引き起こすウイルスの不活化には次亜塩素酸ナトリウム、**亜塩素酸水**が有効であるが、エタノール、逆性石けん、アルデヒドなどは効果がないか、あるいは、弱い。

V/(参考)五類感染症 (52P)

3) 汚染物の滅菌・消毒

(4) その他のウイルスの消毒

インフルエンザウイルス、狂犬病ウイルス、麻疹ウイルス、黄熱ウイルス、ヘルペスウイルス、コロナウイルスなど、エンベロープを有しているウイルスは、消毒薬に対する抵抗性は非常に低い。また、熱に対する抵抗性も低く、56℃～60℃・30分で不活性化される²⁹⁾。

紫外線の照射により核酸が傷害を受けて不活性化する。また、エーテルなどの脂質溶媒や次亜塩素酸ナトリウム、**亜塩素酸水**、グルタラル、フタラル、過酢酸は強い不活性化作用を示す。アルコールも有効である。